

大学マネジメント研究会会則細則

平成 18 年 3 月 4 日理事会決定
改正 平成 23 年 5 月 21 日
改正 平成 25 年 9 月 27 日

(目的)

第 1 条 この細則は、大学マネジメント研究会会則（以下「会則」という。）第 21 条の規定に基づき、会則の実施に関し必要な事項を定めるものとする。

(会員)

第 2 条 会則第 5 条に定める「大学のマネジメントに関心を持ち、本会の活動に賛同する個人」とは、会費の支払いを所屬する企業・団体の費用によらない者を指し、会からの領収書等の発行を必要としない者をいう。

(営利活動の禁止)

第 3 条 会則第 5 条に定める賛助会員が本会において活動を行うときは、営業行為その他の営利を目的とした活動を行わないものとする。

(会員期間)

第 4 条 会則第 6 条において会長が入会申込を承認した月から 1 年間を会員の資格期間とする。

(役員を選任)

第 5 条 会則第 9 条の理事及び監事の選任に当たっては、あらかじめ理事会が候補者を選出し、総会に推薦するものとする。

(総会の開催)

第 6 条 会則第 14 条第 2 項の総会の開催月は、原則として毎年 3 月とする。

(総会における議決権の委任)

第 7 条 第 14 条第 4 項の委任状においては、会員はその議決権の行使を書面を以って議長もしくは他の正会員に委任するものとする。

(編集委員会)

第 8 条 会則第 4 条(1)に定める会誌・会報等の編集を行うため、編集委員会を置く。

2 編集委員会は、次の各号に掲げる委員により組織する。

- (1) 本会役員のうち会長が指名する者。
- (2) 大学のマネジメントに関し、経験と見識を有する者のうちから、会長が指名する者。
- 3 前項に定めるもののほか、編集委員会が必要と認める会員を編集委員会に出席させることができる。
- 4 編集委員会に委員長を置き、会長が指名する。
- 5 委員長は、委員会を招集し、その議長となる。
- 6 編集委員会に関する事務は、特定非営利活動法人学校経理研究会において処理するものとする。

(編集委員への謝金及び経費の支給)

第 9 条 編集委員会を開催する場合は、委員その他の出席者に対し、謝金及び交通費、宿泊費等編集委員会への出席のために現に要した経費を理事会で定めた旅費規程に則り支給することができる。

2 前項の経費は、委員その他の出席者が領収書等の必要書類を添えて本会に請求するものとする。

(事務局)

第 10 条 会則第 20 条の本会の事務局は、特定非営利活動法人学校経理研究会にその業務を委託するものとし、理事会がこれを監督するものとする。

(附則)

第1条 この細則は、平成18年3月4日の第2回総会における会則改正の承認とともに施行する。

第2条 この細則は、平成23年4月1日より施行する。